

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施業務

履 行 期 間
令和 元年 月 日から
令和 元年 9月10日まで

委 託 業 務 料	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥							

うち取引に係る消費税及び地方消費税 _____ 円

上記の業務について、委託者を荒尾市とし、受託者を*****として、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項及び上記内容によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 荒尾市
代表者 荒尾市長 浅田 敏彦 ⑩

受託者 *****

***** ⑩

(総 則)

第1条 受託者は、頭書の委託業務料（以下「委託業務料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）に仕様書に基づく頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者、受託者協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の処理の全部若しくは大部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 委託者は、必要と認められるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託業務料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者、受託者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償の額は、委託者、受託者協議して定める。

(損害経費の負担)

第6条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必

要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者、受託者協議して定める。

(イベント中止時の必要経費の取扱い)

第7条 荒天等の不測の理由により、当日のイベントが中止となった場合には、事前準備等のためそれまでに生じた必要経費について、委託者、受託者協議して双方の負担額を定める。

(委託料の支払)

第8条 受託者は、業務完了後に、委託者に対して委託業務料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第9条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく受託者が委託業務に着手しないとき。

(3) 第2条、第3条又は第11条の規定に違反したとき。

(4) 受託者の役員等が、荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成24年告示第36号。以下「要綱」という。)第2条第4号及び第5号に規定する暴力団等又は暴力団等関係者若しくは要綱第4条に規定する排除措置の要件に該当すると認められるとき。

(5) 受託者が、次条に規定する事由以外の事由によりこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託業務料の10分の1を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による場合のほか、必要があるときは、受託者と協議してこの契約を解除することができる。

4 前項の規定によりこの契約を解除したときは、委託者はこれによって生じた受託者の損害を賠償しなければならない。この場合において、その賠償の

額は、委託者、受託者協議して定める。

(受託者の解除権)

第10条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託業務料が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者が、この契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不能となるに至ったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、前条第4項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者、受託者協議して定めるものとする。